

特定商取引法に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)についての意見

(1)氏名	一般社団法人 日本リユース機構 代表理事 波多部 彰
(2)職業	リユース・リサイクル業
(3)住所	東京都板橋区成増1-4-10-205
(4)連絡先	電話: 03-6914-1702 E-mail: jimukyoku@jro.or.jp FAX: 03-6914-1703
(5)意見	規制の適用除外とする取引態様(特商法第58条の17第2項第2号)として特商法施行令で定める取引態様に対する記述の見直し
<p>①【意見の内容】</p> <p>“(ア)及び(イ)の要件を満たすものとして政令で定める取引態様を次の(1)～(3)とする。”について、(1)の記述の見直しを要望します。</p> <p>【原案】</p> <p>(1)いわゆる「御用聞き」の関係にある購入業者と売主たる消費者との間で行われる訪問購入店舗を有する購入業者が顧客台帳等に基づき、定期的に住居を巡回訪問して行う購入を指す。</p> <p>【見直し案】</p> <p>(1)いわゆる「御用聞き」の関係にある購入業者と売主たる消費者との間で行われる訪問購入購入業者が顧客台帳等に基づき、住居等を訪問して行う購入を指す。</p> <p>②【理由】</p> <p>この記述の中で、“店舗”とは店構えをもって商いをしていることを指しているのか、ネットオークションなどのweb店舗(バーチャル)も含まれているかを明記する必要がないでしょうか。昨今は、倉庫を持って、インターネットを使用した販売が多くなっていますので、取引様態としての“店舗を有する”は、限定してしまうことになると思います。</p> <p>“店舗を有する”を削除するか、補足事項等で記述内容の見直しを要望します。</p> <p>また、“定期的に住居を巡回訪問”についても、“定期的”と“巡回”は必要ないのではないのでしょうか。必ずしも訪問購入が定期的とは限らず、1度限りの取引も多く行われていますので、ここでも制限をする必要はないと思います。</p> <p>例えば、1度限りとは遺品整理などが該当します。</p> <p>また、“御用聞き”と“定期的に住居を巡回訪問”においては、スピーカーを使用して街中を巡回し、不用品を回収されている業者の方々も対象となると考えてよろしいのでしょうか。これは一方で、環境省が取り組んでいる、違法不用品回収業者への対策と矛盾している気がいたします。正しく行っている回収業者と違法に行っている回収業者は区別する必要がないのでしょうか。</p>	